（うち、特別転貸債 （下段に転貸先を記入し選択））						
7　辺地対策事業						
8　過疎対策事業						
Ⅱ　公営企業債						
1　水道事業（上水道事業）						
2　水道事業（簡易水道事業）						
3　交通事業（都市高速鉄道事業）						
4　交通事業（一般交通事業）						
5　港湾整備事業						
6　病院事業						
7　下水道事業						
Ⅲ　臨時財政対策債						
Ⅳ　再生振替特例債						

備考

1　金利方式の選択に当たっては、借入れを予定していない場合であっても、全事業について選択すること。ただし、都道府県における辺地対策事業のように、明らかに実施しない事業については、金利選択欄に「該当なし」と記入すること。

2　「借入金の金利方式の選択」欄中、「固定金利方式」及び「利率見直し方式」は、次の金利方式をいう。

①　固定金利方式　貸付けの約定期間中、貸付金利が一定である貸付け（別紙第18号書式（甲）が用いられる貸付け）に係る金利方式

②　利率見直し方式　貸付けの約定期間中、貸付金利を見直すことが予定されている貸付け（別紙第18号書式（乙）が用いられる貸付け）に係る金利方式

3　「借入金の金利方式の選択」欄は、地方公共団体が希望する金利方式に○印を記入すること。

別紙第十三号書式を次のように改める。

別紙第13号書式

第　　号
年　　月　　日

財務大臣　殿

（地方公共団体名）
（代表者の職　氏　　名印）

財政融資資金起債前貸等借入申込書

下記の条件により財政融資資金（起債前貸等）の借入申込みをします。

記

1	借入金額	金　　円也
2	借入希望年月日	年　月　日
3	用途	
4	利率	借入日現在における、「普通地方長期資金等へ借り換える際の金利方式及び償還年限等」欄に記入された金利方式等による借入金利とする。
5	借用証書の記番号	第　　号
6	元利金の支払方法及び期日その他この借入金を借り入れた後において遵守すべき事項	財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）に基づき提出する財政融資資金起債前貸等借用証書裏面の特約条項による。
7	指定店	日本銀行「何」店
8	普通地方長期資金等へ借り換える際の金利方式及び償還年限等	・固定金利方式 ・利率見直し方式（5年毎・10年毎・15年毎／20年後・30年後） 年（うち据置期間　年）　賦　均等償還

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

2　用途の欄は、「何小学校改築事業」のように具体的に記入することとし、同欄に記入できない場合には、「別紙のとおり」として別紙に記入のうえ添付しても差し支えない。

3　「普通地方長期資金等へ借り換える際の借入金利方式及び償還年限等」欄は、普通地方長期資金等へ借り換える際の金利方式（別紙第11号の２書式に記載された金利方式）を○で囲み、償還年限等を記入すること。

別紙第十五号書式（裏面）特約条項第４条第１項⑵中「所轄行政庁の同意若しくは許可」の次に「若しくは所轄行政庁への届出（協議を受けたならば同意をすることとなると認められる地方債に係るものに限る。以下同じ。）」を加え、「当該同意若しくは許可」を「当該同意、許可若しくは届出」に改める。

同号書式（裏面）特約条項第６条第１項中「財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号。以下「省令」という。）第27条」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　起債前貸等（次号に掲げるものを除く。）　財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号。以下「省令」という。）第27条に定める貸付期日

⑵　省令第28条の２により翌年度に運用すると決定された普通地方長期資金等に係る起債前貸等　同条に定める貸付期日

同号書式（裏面）特約条項第６条第２項中「前項」を「前項第１号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第三十六号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日　　財務大臣　麻生　太郎